

園芸施設共済のご加入にあたって

〈重要事項説明書〉

この説明書は、園芸施設共済への加入に当たり、加入される皆さんにあらかじめご承知いただきたい重要事項を整理したものです。加入申込みの際、ご確認願いますとともにこの説明書で分かりにくい点は、神奈川県農業共済組合（以下「組合」）にお問い合わせ願います。

なお、この説明書は「金融商品の販売等に関する法律」が平成13年4月1日より、「個人情報の保護に関する法律」が平成17年4月1日より施行されたことに伴い重要事項を説明するものです。

共済関係の成立

加入者が所有又は管理する全ての特定園芸施設について加入の申し込みを行い、組合がこれを承諾することによって、園芸施設共済の共済関係が成立します。なお、附帯施設、施設内農作物、撤去費用、復旧費用を付する場合は必ず特定園芸施設にご加入ください。この場合、一部の特定園芸施設のみに付することはできません。

共済責任期間及び共済責任開始日

共済責任期間は、払込期限内に掛金を組合に払い込んだ日の翌日から1年間となります。

※台風接近時は加入手続きを行うことができない場合があります。

共済価額

共済責任開始時における価額で、共済金額及び共済金の算定基礎となります。特定園芸施設、附帯施設、施設内農作物、特定園芸施設撤去費用、特定園芸施設復旧費用、附帯施設復旧費用ごとに設置面積及び建築年数等により決定した価額です。

共済金額（補償額）

共済価額に加入者が選択した付保割合（最高80%）を乗じた金額です。また、共済金が支払われた場合又は増改築等により共済価額に増減が生じた場合でも、同一共済責任期間中の共済金額は変更しません。

共済関係の消滅

特定園芸施設本体の損害が8割（パイプハウスは9割）以上となった場合は全損又は経済的全損となり、共済関係は消滅します。この場合、残存する共済責任期間の共済掛金の返還はありません。

共済事故

共済金の支払対象となる事故は、次のとおりです。

- ①風水害・ひょう害・雪害その他気象上の原因（地震及び噴火を含む。）による災害
- ②火災
- ③破裂及び爆発
- ④航空機の墜落及び接触並びに航空機からの物体の落下
- ⑤車両及びその積載物の衝突及び接触
- ⑥鳥獣害
- ⑦病虫害（施設内農作物に加入の場合）

※②～⑤の事故については、事故経過報告書が必要です。

※病虫害の事故については、被害の兆候が確認された日に損害発生通知を行ってください。

支払責任のない損害・事由

共済事故であっても、次のいずれかに該当する場合は、共済金は支払われません。

- ①変乱によって生じた損害
- ②被覆物の自然消耗、施設の瑕疵及び故障による損害
- ③加入者（同一世帯に属する親族を含む）の故意又は重大な過失、法令違反による損害
- ④植物防疫法の規定違反による損害
- ⑤生理障害又は薬害による損害
- ⑥損害防止にかかった費用
- ⑦通常行うべき管理又は損害防止の義務を怠ったとき
- ⑧損害発生のお知らせの怠り又は不実のお知らせをしたとき（施設内農作物の病虫害は、被害の兆候が確認された日に損害発生通知を行ってください）
- ⑨正当な理由がなく、被害確認に係る書類の提出を拒み、又は提出した書類について故意に不実のお知らせをしたとき
- ⑩加入申込みの内容について、不実のお知らせをしたとき

共済金の支払い

特定園芸施設等ごとに共済事故による損害額が3万円（共済価額が30万円に満たない場合は、当該共済価額の10%）を超える場合、共済金を次式により支払います。

- 支払共済金＝損害額×付保割合（共済金額÷共済価額）
- 損害額＝被害額－（残存物価額＋賠償金等）
- 被害額＝（特定園芸施設の価額×損害割合）＋（附帯施設の価額×損害割合）＋（施設内農作物の価額×損害割合）

○特定園芸施設本体の被害額の算定

パイプハウス以外は、園芸施設共済評価要領に従い、部材ごとに評価し損害割合で算出し、またパイプハウスは次によりスパンごとに被害判定を行いスパン割りで算出します。

- 局部的に激しく曲がり、又は腰折れとなっているもの。
- 主骨材が直管パイプで、つなぎのできない曲がりとなっているもの。
- 施設内で通常の栽培作業を行うことができない程の変形が生じているもの。

○特定園芸施設の被覆材の被害額の算定

妻面、側面、屋根面ごとに被害面積割合を算出します。被害面積割合とは、被覆面積に対する新たに被覆を要する面積の割合です。新たに被覆を要する面積とは、受け材(タルキおよびスパン) 単位に修復するとして、最小限度の重複部分を含め破損した部分の面積です。また、プラスチックフィルム等の損害額の算出には、共済責任期間開始からの経過月数に応じた自然消耗割合が適用され、被覆材価額が減少します。

算定式は次のとおりです。

- 被覆材価額×被害面積割合×(100%－自然消耗割合)

【一般軟質フィルムの自然消耗割合】

自然消耗割合	適用経過月
0%	共済責任開始日から3ヶ月まで
12%	共済責任開始日以後4ヶ月から6ヶ月まで
25%	共済責任開始日以後7ヶ月から9ヶ月まで
37%	共済責任開始日以後10ヶ月から12ヶ月まで

【耐久性軟質フィルムの自然消耗割合】

自然消耗割合	適用経過月
0%	共済責任開始日から6ヶ月まで
14%	共済責任開始日以後7ヶ月から12ヶ月まで

○附帯施設の被害額の算定

全損の場合、被害額は共済価額です。

分損の場合、修繕費に時価現有率を乗じて算定し(共済価額が上限)、共済事故発生の直前の状態に復旧するための最低限の費用となります。修繕費は施工業者見積書等により算定します。

○施設内農作物の被害額の算定

共済事故が発生した都度、その被害の進行が停止したときに損害評価を行い、生育ステージを考慮した損傷程度により算定します。なお、病虫害事故は分割が適用となり、被害額から差し引かれます。

○撤去費用の被害額の算定

特定園芸施設の撤去に要した金額が100万円を超えた場合、又は特定園芸施設の損害割合(被覆材を除く)が50%(ガラス室は35%)を超えた場合に支払います。

○復旧費用の被害額の算定

特定園芸施設(被覆材を除く)及び附帯施設の復旧(再建)に要した費用が、時価額を超える場合に支払います。

※撤去費用、復旧費用の補償には、園芸施設共済撤去・復旧計画書、領収書の提出が必要です。また、撤去・復旧をした場合は遅滞なくその旨を組合に通知し、領収書等を添えて共済事故の発生した日から1年以内に提出してください。

○他の保険(共済)契約がある場合

複数の「保険(共済)」(以下、共済等といいます)と契約がされている共済の目的に損害があった場合、それぞれ

の共済等から共済金・保険金(以下、共済金等)が支払われますが、支払われる共済金等の合計額が、損害の額を超えてお支払いすることはできません。

そのため、共済金のお支払いは、それぞれの共済等の契約先どうしで、合計の共済金等が損害額と一致するように調整分担をして支払うこととなっています。

分担処理の目的は、契約ごとに算出される共済金の合計が損害の額を超える場合、これがそのまま支払われると過剰支払いとなり、不当利得が生じる恐れがあるためです。

損害発生通知及び被害調査協力

加入した特定園芸施設等に損害が発生したときは、遅滞なく組合に次の事項の通知をお願いします。

- (1) 共済事故の種類
 - (2) 共済事故の発生年月日
 - (3) 共済事故を受けた施設の棟番号及び損害の状況
 - (4) その他被害の状況が明らかとなる事項
- 〔重要〕必ず修復前に通知してください。被害確認ができない場合、共済金が支払われない場合があります。

損害防止の義務

加入者は、加入した特定園芸施設等について通常の管理・損害防止を行ってください。これらの努めを怠った場合は損害の額から防止・軽減できたと認められる額を差し引く場合があります。

異動通知

加入した特定園芸施設等について、次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく通知をお願いします。

- ①譲渡、移転、解体、増築若しくは改築したとき
- ②構造若しくは材質を変更、共済事故以外の事由により破損若しくは滅失したとき
- ③他の保険若しくは共済に付したとき
- ④施設内農作物の種類若しくは栽培期間を変更したとき

個人情報の取扱いについての事項

- (1) ご加入の内容、加入申込書記載事項やその他の知り得た情報については、組合・農林水産省が引受の判断、共済金等の支払い、共済契約の継続・維持管理、各種サービスの提供・充実を行うために利用します。また、この契約に関する個人情報は、組合が実施する他の共済のご案内等のために業務に必要な範囲で利用することがあります。
- (2) 法令により必要とされた場合、加入者・公共の利益のために必要と考えられる場合及び個人情報の利用目的のために業務を委託する場合に、必要な範囲で個人情報を第三者に提供することがあります。

その他の事項

組合は、行政庁の指導のもと、事業の健全な運営に努めるとともにその保有する共済金支払責任の一部を、農林水産省と保険契約を締結して危険の分散を図るなど共済金の確実な支払いに努めていますが、財務状況によっては共済金等の支払額が削減されることがあります。